

議員提案第64号

東日本大震災関連で避難されている方の支援を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

平成25年9月30日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

遠藤 哲

本 岡 良 雄

金 子 孝

古 泉 幸 一

高 橋 三 義

内 山 則 男

五 十 嵐 完 二

小 山 哲 夫

加 藤 大 弥

細 野 弘 康

吉 田 孝 志

皆 川 英 二

小 山 進

水 澤 仁

東日本大震災関連で避難されている方の支援を求める意見書

東日本大震災から2年半が経過しました。今なお、震災被害や放射能汚染から避難している方々は、新潟県内において5,000人余り、新潟市においても2,000人を超えている現状にあります。新潟市及び新潟市議会は、これまで避難者の皆さんの声や実情を受けとめ、種々の支援を行ってきました。

今日、避難者の支援内容が多様化する現状に鑑み、避難者受け入れ自治体の支援が円滑に行えるよう下記事項について国の支援を求めます。

記

- 1 受け入れ自治体独自の避難者支援に対して、国が直接助成交付すること。
- 1 避難先に定住を求める避難者を含め、生活再建を支援すること。
- 1 現在、応急仮設の供与期間を平成27年度までとしている。しかし、今回の災害は放射能汚染であり、福島県への帰宅が数年に渡り不可能であることから、再度の延長と期間は最低6年間として早期に表明すること。
- 1 借り上げ仮設住宅について、避難先自治体内での変更を柔軟に認める通達を行うこと。
- 1 自主避難している人を含め、有料自動車道路料金の無料化または相当額の助成を継続し、複数箇所でも乗りおろができるようにすること。
- 1 被災者が避難地においても、容易に医療費助成に係る精算等を行えるように、避難受け入れ自治体に受付事務権限を付与すること。
- 1 福島県内在住の子供に適用されている医療費免除を2011年3月11日に福島に在住していた子供に適用を拡充し、期間も18歳から被災後30年とすること。
- 1 避難者受け入れ自治体が行う避難者への転職支援に関しては、特別の配慮をすること。ハローワークは、これに協力すること。
- 1 二重生活をしている避難者に対して、一定額の所得控除を認めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月30日

新潟市議会議長
志田 常佳

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
復興大臣

} あて